

事務連絡
平成 29 年 4 月 26 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

保険料軽減判定誤りの影響を受ける候補者の抽出漏れについて

昨年末に公表した保険料軽減判定誤りについては、各広域連合・市町村において、修正賦課のための作業を行っていただいているところですが、修正賦課にあたり軽減判定所得が変わりうる候補者を抽出するために配布した抽出ソフトの設定に漏れがあり、本来は抽出して軽減判定所得を再計算し影響の有無を確かめなければならない者が抽出されていない場合があることが判明しています。つきましては、事案の概要及び今後の対応方針について下記のとおりお示ししますので、ご確認の上、貴管内市町村への周知等、特段の配慮をお願いいたします。また、ご迷惑をおかけすることをお詫びいたします。

記

1 概要

平成 28 年 12 月 28 日に配布した抽出ソフトの抽出条件の設定に漏れがあり、本来は抽出して軽減判定所得を再計算し影響の有無を確かめなければならない者が抽出されていない場合がある（抽出されていない場合の一例は別紙のとおり）。

抽出できていない事例はすべて軽減判定所得が過大に算定されている可能性のある事例であり、保険料が過大賦課となっていれば、還付する必要がある。

抽出されていない候補者の数及び実際に保険料の変更賦課決定に至る被保険者の数は現在推計中。

抽出条件の設定漏れの原因は、抽出ソフトの仕様書チェック時の確認不足による。

2 今後の対応方針及びスケジュール

抽出ソフトの改修を行い、広域連合の保有する実際のデータを用いた十分なテス

トを行った上で、可能な限り対象者の抽出を行い、現在作業中の候補者同様軽減判定所得の修正を行う。その上で、必要となる者については保険料の変更賦課決定処分を行う。

※抽出ソフトの要件定義と改修には一定の期間を要するため、実際に作業を開始できるのは10月頃の見込み。改修期間中に抽出条件や抽出ソフトの先行提供を行い、必要に応じて改修に反映させる予定。

※現在既に抽出されている候補者については、引き続き保険料額の算定と変更賦課決定に係る事務を進めていただきたい。

3 賦課決定の期間制限を迎える保険料について

平成29年をもって変更賦課決定処分ができなくなる平成27年度の保険料のうち、現在抽出から漏れているものについては、抽出ソフトの改修が間に合わないため、修正賦課ができず、保険料の還付ができないこととなる。

この場合において、広域連合が還付できなくなった保険料相当額を当該被保険者に支給する事業を行うときは、その事業に要する費用を特別調整交付金の交付対象とする方向で検討中である。

詳細については追ってお示しする。

【照会先】

厚生労働省保険局高齢者医療課
企画法令係 本間・灰原

電話 03-5253-1111(内3198)

MAIL : homma-yuuta@mhlw.go.jp

haibara-kousuke@mhlw.go.jp